



さくら

税理士法人原会計事務所
原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀4-13-1
TEL:03-3552-5500(代) FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666(代) FAX:047-333-8811
喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3334
安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋5-3-3
TEL:047-424-5566(代) FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikai.com
URL http://www.harakaikai.com/

4月

(卯月) APRIL
29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

ワンポイント 成年年齢 4月から18歳に引下げ

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。税制においても、相続税や贈与税の計算の際に適用する未成年者控除のほか、個人住民税の非課税措置、贈与税の特例税率、相続時精算課税の適用者、事業承継税制の受贈者などの年齢要件が20歳から18歳となりました。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月11日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月2日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 5月2日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月2日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 5月2日

国税の キャッシュレス 納付の活用

国税の納付手続きは、通常は金融機関や税務署の窓口において行われています。

しかし、時代の変遷と共に、現在はそのような場所に出向くことなく、非対面で納税ができるキャッシュレス納付の方法が増えていきます。

今回は、それらの納付方法について確認していきます。

1 ダイレクト納付

e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を

提出した後、簡単な操作で預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより納付する方法です。利用できる金額は、金融機関により異なります。

インターネットバンキングの契約、電子証明書は不要であり、利用者識別番号（ID）と暗証番号（パスワード）のみで手続きが可能です。

ただし、この制度を利用するためには、事前に所轄税務署又は金融機関に、書面で「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。

なお、個人の方に限り、パソコン、スマートフォンからe-Taxによりオンラインで手続きもできます（国税庁のホームページにより、オンライン提出利用可能金融機関をご確認ください）。

2 インターネットバンキング等

ペイジーに対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税ができます。利用に当たっては、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

ダイレクト納付手続の一般的な流れ

初回手続	① e-Taxの利用開始手続
	② ダイレクト納付利用届出書の提出（複数の預貯金口座を利用する場合は、預貯金口座ごとにダイレクト納付利用届出書を提出）
申告	③ e-Taxで申告書等を作成・送信
納付	④ メッセージボックスに格納された受信通知を確認
	⑤ 今すぐ納付するか納付日を指定して納付するかを選択し、口座引落し
	⑥ メッセージボックスに格納された受信通知により、引落しが完了したことを確認

3 振替納税

既にご利用されている方も多いと思いますが、個人の方が所得税や消費税の申告を継続して行う場合、事前に「振替依頼書」を提出することにより、口座引落しにより納付する方法です。

ダイレクト納付同様、e-Tax

Taxによりオンラインで手続きも可能です。

振替納税を利用した場合は、本来の納付期限より1か月程度引落しが先になるため、納税資金の準備に余裕ができます。

4 クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」から、クレジットカードを利用して納付する方法です。

利用できる金額は、1度の手続きにつき1000万円未満、かつ、カード利用可能範囲内となります。

納付税額	決済手数料 (税込)
1円～10,000円	83円
10,001円～20,000円	167円
20,001円～30,000円	250円
30,001円～40,000円	334円
40,001円～50,000円	418円
以降も同様に10,000円を超えるごとに決済手数料が加算されます。	

【国税クレジットカードお支払サイトより】

事前の届出は必要ありませんが、納税者の方が納付受託者（トヨタファイナンス^株）に納付の立替払いを委託することになるため、納付税額に応じた決済手数料がかかります（前頁下表）。

クレジットカード納付については、納付期限内にサイトにおいて納付手続が完了していれば、引落日が法定納期限よりも後になつた場合でも延滞税などは発生しません。しかし、期限後に手続を行った場合には発生するためご注意ください。

また、金融機関や税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできませんので、お間違えの無いようにしてください。領収証書は発行されませんが、必要な方は金融機関や税務署の窓口で納付することになります。

5 コンビニ納付

コンビニエンスストアの窓口で納付する方法です。QRコードによる納付、バーコードによる納付があります。

(1) QRコードによる納付

自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、納付受託者（コンビニエンスストア）へ納付を委託することにより納付する方法です。利用できるコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）となります。

QRコードは、夜間休日問わず、24時間いつでも「確定申告書等作成コーナー」、「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」及びeTaxで作成することが出来ます。

ただし、eTaxを利用する場合は、その利用時間内に限られます。

このように作成したQRコードをコンビニ店舗に持参し、キ

オスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることにより、端末から、バーコード（納付書）が出力されます。それに現金を添えて、コンビニの窓口で支払うこととなります（払込金受領証が発行されます）。

また、作成したQRコード（PDFファイル）をスマートフォンやタブレット端末に保存し、画面に表示して端末に読み取らせることも可能です。

ただし、利用できる金額は30万円以下となっております（30万円を超えるQRコードは作成できません）、現金納付のみとされているため、クレジットカードや電子マネーを利用することはできませんのでご注意ください。

バーコード納付書 利用可能コンビニ
くらしハウス
スリーエイト
生活彩家
セイコーマート
セブンイレブン
デイリーヤマザキ
ナチュラルローソン
ニューヤマザキ デイリーストア
ファミリーマート
ポプラ
ミニストップ
ヤマザキスペシャル パートナーショップ
ヤマザキデイリーストア
ローソン
ローソンストア100

領収証書は発行されませんが、窓口で支払時に発行される「払込金受領証」で、氏名（名称）、納付先税務署、整理番号、納付税目、課税期間、申告区分、納付区分番号、納税額合計、納税額内訳などを確認することができます。

(2) バーコードによる納付

税務署から送付又は交付されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、コンビニエンスストアの窓口で納付する方法です。利用できるコンビニは左上表のとおりです。

原則として、予定納税など確定した税額の納付書であるため、税務署が確定した必要箇所を印字して送付又は交付します。したがって、納税者の方が記入する箇所はありません。利用できる金額は、納付書1枚につき30万円以下となり、QRコードによる納付同様、領収証書は発行されませんが、払込金受領証は発行されます。

内容的に皆様が中途半端とお思いの様に国税の納付方法にDX革新の本気度が見えないのが実情です。

(原)

税金クイズ

戦時下の昭和17年3月1日に創設された国税がありますが、その税金とは何でしょうか？

- ①牛馬税 ②馬券税 ③乗馬税

【解説】

現在では、日本中央競馬会（JRA）が日本中央競馬会法に基づき、売上の10%と、利益の1/2を国庫へ納付していますが、その歴史は、馬券税法に遡ります。

馬券税法は、昭和16年12月24日から開かれた第79回帝国議会を経て、昭和17年3月1日より施行されました。馬券税を納めていたのは、競馬法に基づいて開催される競馬の開催者、あるいは軍馬資源保護法に基づいて開催される鍛練馬競走の開催者でした。

馬券税法が施行された昭和17年も競馬

の人気は高く、「主税局統計年報書」によれば、競馬は全国12か所で開催され、昭和17年の売上が約1.7億円、翌18年には約2億円と増加しています。

競馬等の開催者は、馬券税法が施行される前は、売上の11.5%を政府納付金として国に納付し、その残りから馬券の購入者に払い戻し（払戻金）を行っていました。馬券税法が施行されると、この政府納付金のほかに、馬券税として売上の7%と、払戻金のうち20%を国に納付することとなりました。

その後、戦争の影響で競馬の開催がなくなるなどの影響を受け、馬券税は昭和20年8月1日に課税を停止、翌21年9月1日から再開したものの、昭和23年7月19日に施行された新競馬法により廃止となりました。

正解は、②馬券税でした。

世界の税金 (ブルガリア)

ブルガリアでは1968年～1989年の期間、独身の人から、収入の5%～10%の税金を徴収する「独身税」が導入されていました。

当時のブルガリアは少子化による労働力不足が深刻な社会問題となっていたため、独身者に税金を課すことで、結婚・出産を促すインセンティブとして創設された税金でした。

しかしながら、実際には独身税の導入によっても期待した効果は上がらず、むしろ同税が導入されていた期間の出生率は2.18%から1.86%に低下したともいわれています。また、独身税を回避するために偽装結婚の増加を助長させる等の批判もあり、導入後21年で廃止となりました。

KEY WORD 帳簿書類等の保存期間

法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類を、税法上、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければなりません。

「帳簿」には、例えば総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳などがあり、また、「書類」には、例えば棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書などがあります。

7年間の保存期間については、青色申告書を提出した事業年度で欠損金額（青色繰越欠損金）が生じた事業年度又は青色申告書を提出しなかった事業年度で災害損失欠損金額が生じた事業年度においては、10年間（平成30年4月1日前に開始した事業年度は9年間）となります。

帳簿書類の電子保存については、国税庁ホームページをご確認ください。